

第4回林業公社経営専門委員会議事録

平成25年9月17日

14:00～16:00

県庁議会棟402号会議室

1 開 会

【事務局：森林づくり推進課高橋企画幹】

しばらくの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の委員会につきましては、次第にもございますとおり、第3回目の委員会の議論を踏まえまして今後の林業公社の方向性、そのための課題、そして報告書の作成について、ご議論頂きたいと思えます。

それでは開会にあたりまして、植木委員長よりあいさつをお願いしたいと思います。

2 委員長あいさつ

【植木委員長】

どうも皆さん、ご苦労様です。

今回は早い時間にお集まり頂いて、林業公社のプロパーの方々と意見交換をしてきたところがございます。参考になったかというように思っております。

今日のところは、前回の議論を踏まえてさらにプラスアップしていくと、前回、意を尽くせなかったところもあろうかと思えます。今日はその辺も含めて更に内容を詰めて、充実したものにしていきたいと思っております。

一応16時を終了時間と考えております。ご協力の程、よろしくお願いいたします。

【高橋企画幹】

それでは、早速ではございますけれども、議事進行については植木委員長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【植木委員長】

それでは、議事にありますように、今日は大きく分けて3点、そしてその他ということで、合計4点でございます。

1つ目は、長野県林業公社の今後の方向性についてということで、前回の議論を踏まえて色々と事務局の方でまとめて頂いた点がございます。また、変更点もございます。その辺を整理したものを、事務局の方から説明して頂くということになろうかと思えます。

それから二つ目が、今後の方向性に沿った課題についてということで、存廃についての話がある訳ですが今後の方向性を決めたわけですが、それについて様々な課題というものをやっていかなければ

改善計画のようなものを、我々が今、今回の検討委員会の中で色々議論した中から幾つか出ていたと思います。その辺を整理して議論していきたいと思っております。

それから最後には、報告書の構成ということできたいと思っております。

3 議 事

(1) 長野県林業公社の今後の方向性について

【植木委員長】

それでは事務局の方から、一つ目の林業公社の今後の方向性についてということで、説明の程、お願いいたします。

「林業公社存廃の他県調査の結果について 資料1」

「長野県林業公社の存廃のメリット・デメリット等の論点整理 資料2-1」

(事務局：森林づくり推進課 稲村課長補佐説明)

「県と林業公社を連結で考えた場合の収支について 資料2-2」

(事務局：森林づくり推進課 木次担当係長説明)

【植木委員長】

色々やってしまうと混乱しますので、取り敢えず、今説明があった部分で確認していきたいと思えます。

いかがでしょうか、資料1、2-1、2-2まで説明頂きました。現状確認等々を含めてですが、何かご意見等ございませんか。

他県の調査結果について資料1は、前回やったところでこれ以上大きく変わることはないのだろうと思います。多少手際を直すべきところがあるかと思いますが、これはこれでよろしいのかなど、大枠としては前回お認め頂いたところですし、むしろ資料2-1ですね。当県の林業公社の今後のメリット・デメリット等の論点整理というところで多少変更がありました。その辺についてご意見、ご質問があればお願いしたいと思いますが、どうですか。

私の方から少しあるのですが、前回の議論を踏まえて書き直してもらったというところはいいのですが、改めて読み直してみますと、このタイトルが当県における状況、考え方というようなところになっておりまして、幾つかこの中に要望事項が含まれているのではないかと思います、またこの後ろ方に出てくるのですよね。ですから要望事項のような文章はむしろ後ろの方に一括にしてまとめた方が読みやすいというふうに感じました。

例えば、2ページ目の1-3の②のところの、これは前回の議論で加えた方がいいのではないかとというような議論があったところなんです、あえてこれは要望として後ろにまわした方がいいのでは

ないか、このような林業公社に係る支援措置については云々というところですね、これこれの、引き上げや公庫の既往債務の償還期限の延長と利子負担の軽減等、引き続き国に対して要望していく必要がある。とこれは要望事項なんですね、これはむしろ後ろでも記載することになるでしょうから、ここでは要望事項は出さない、すっきりさせましょうよというようなこと。

それから、4ページ目の3-3、公社のプロパー職員は、のところがなんですが、その2行したの、フルに活用する森林の受託管理や森林の施業管理調査等の新たな取組み方策も検討すべきである。これはやって欲しいことなんですね、これは要望なんだと思います。

ですから、ここの文章はもうちょっと現状認識を、ある意味では整理するような表現でいいのではないかと読んでおりました。

例えば、施業技術のアドバイスを行っており、プロパー職員の持つ現場指導能力は森林機能の向上に役立っていると共に地元からの信頼も厚いとか、こういうふうにした方が。

それで今後、受託管理とか施業管理調査というものを、いわゆるカルテですね、カルテ作りだとかを今後の要望としてもっていくというふうにしたら、いかがかなというふうに感じました。

それから要望として他にあったところが、7ページ目の5-4の段落目の下から2行目、このため、存続・廃止の方向付けを県としてきつとちと位置づけた上で、大きな情勢の変化がない限りは、これはいいのか、これは要望でないか、一瞬要望かと、これは議論の結果か、これは微妙ですね。というような要望のところは後ろのところでもいっていましたよね。それでいいのではないかと。あえて要望のような文章は含めなくていいのではなかというように感じたところです。

他の委員さんどうですか、私は要望と区別した方がいいのではないかとということで、今のところ何点かいったのですが、ご意見ございませんか。

意図としては、現状認識をきちんと抑えて、こういう状況でしょうということをはっきりさせると、すきつとさせると、要望は要望で別個にきちんと持っていく方が分かりやすいと、そういう要望です。またちょっとご検討いただければと思います。

他にどうでしょうか、何かご意見ご質問ございませんか。

【今井委員】

数字確認いいですか、資料2-1の2ページ1-3の①、特別交付措置が2.5億円というのがありますね、これが2-2の資料の5ページ、これは3億円で切り上がっているのですか。

【木次担当係長】

そうです。

2.5億を3億にしました。

【今井委員】

そういうことですか。切り上げるには額が大きいですね。

数字を合わせたときに、同じ数字でないから気に掛かるんですね、違うのではないかと一瞬。

【中村副委員長】

2.5 億円を 3 億というのは、差が大きいような気はします。半分ですから 2.5 億ですよ。

【植木委員長】

そうしましょうよ。事務局よろしいですか。

他にどうでしょうか。

【小川委員】

殆んど感想ですが、7 ページの 5-5 で、5 のところは行政課題としての位置付けについてで、ここに書かれている最初のパラグラフは行政課題として浮き彫りに出来るということが書いてあるので、あと最後は当たり前のことが書いてあるので、5-4 までのところで、5-5 があっても無くてもいいかと。

【植木委員長】

無くてもいいという話ですよ。

【小川委員】

明らかになるのは行政課題ではないし、林業再生が必要とは当然かもしれないなど。感想ですね。長野県の林業公社の存廃のメリット・デメリットの論点整理の中の行政課題の位置づけで、再生を図るときの…

【稲村課長補佐】

5-5 ですが、基本的には確かに林業公社の課題の中と関連した部分で無いといえば無いかもしれませんが、ただ県全体として、林業の再生を図っていかなければいけないという部分で、今 F-POWR プロジェクトを掲げていまして、林業公社もこれからは F-POWR プロジェクトに関連を持っていかなければいけないという部分で、記載をさせて頂いたという状況です。

確かに上の方の理論とちょっと違うかもしれないという気はしています。

【植木委員長】

公社の位置付けとか性格問題として、これが我が国の日本の林業現状でこうだけれども、だからといって林業公社そのものが悪いわけではないと、あえていうならば、そういう問題よりも林業公社は、今後何だかの役割というものがあるんだとかというような話なのだと思うのですよ。ですからこの文章変えて、2 段落目このためというところを、例えばこういうふうにしてみたらどうですか、もうちょっと今の林業界の責任逃れではないのだけれど、今の林業界の低迷というのは一応に同じですから。このため分収方式による経営については、木材価格が当初の見込みから大幅に下落したことより厳しい状況に陥ったことが浮き彫りになっているが、この点に関しては、わが国林業界全体の現状を捉えた側面を有するものであり、公社有林経営の意義そのものが消失したものと考える。というようにした方が公社の問題というよりも、林業界の問題であって、だから低迷しているからと

いって、林業公社そのものがその意義を失ったわけではないですよということを、ここでいっておく。

それで今後、長野県は F-POWER プロジェクトに積極的に係わろうとしているのだよというようにした方がこの文章よりもいいのかなと思いましたけど。

ちょっと考えましようかね。後でね。

他にどうでしょうか。

気になったところがあるんですけど、6 ページの 4-6 ですが、不採算林の問題なんです。ここでいうのは不採算林をどのように取り扱うかという問題があるんですけど、これは最後の方まで係わってくる問題なのですが、不採算林をこのままもっておくと公社としても、しんどいですよね。だから何とか不採算林の整理をしていきたいということなんです。

例えば 5-1 だとか、他のところ見ても例えば条件不利地において公社が役割を果たしてきたのだよと、セーフティネットだとかあるいは公益的機能を維持するために、こういった状況においてもやってきたのだよというのが、あちこちに書かれているんですね。

そうした場合にあって林業公社が、前倒して不採算林を整理して、後は放っておきましょうと、そういうふうにも捉えられませんか。大丈夫ですかね、要するに不採算林を林業公社が手放した、じゃ所有者はその後、手を入れるかといったら、入れることまずないですよ。要するに早めてしまっている。放棄することを林業公社の経営も大変だから、整理したい。だから早めに整理したいというのだけれど、その後どうするかといったら、たぶん放置状態になってくるんだと。

そうすると、色々あちこちで書いている林業公社の意義として公益的機能を高めるといふところと、若干矛盾は生じないかといふところがなんとなく気になったところです。

この辺を不採算林の整理を避けて通れないと厳しく言わないで、不採算林の合理的な取扱いを行うだとか、何か濁らせた方がいいのではないかと、その中に当然、不採算林の整理にもあるのかもしれないけど、例えば分収率を更に大幅に見直していくとか、出来るだけ公社が不利にならないような形で、不採算林を上手くやっていくのだよという意味合いを、多少含みを残しておいた方がいいのではないかと、あっさり切り捨てましょうといったら、今までの文面からしたらおかしくならないかというようところが気になったのですが。

【小川委員】

7 ページの 5-2 に一応、ちゃんと考えているということは書いてある。

つまり県民負担、公益性の観点がここは色濃く出る部分だと思うのですが、やはり不採算林といった場合この前ちょっと話がでましたが、注意深く誤解の無いようにしてもらうには、同じ不採算林でも、たぶん程度というか。

つまりちゃんとした木でも、100 掛かっても今は 20 でしか売れなければ、それは不採算林という意味では不採算林なんだけど、鹿に食べられたものとか、虫が食ったとか、はなからどうしようもないところ、色々分類によって程度が若干分類が事実であれば、不採算の分類を進めて、こういうものについては、そう書くと考えていることが表示できるのかもしれない。そうでもないですか。

【植木委員長】

そうだと思いますよ。

一律不採算林ではなくて、不採算林とはなんなのか、前回でも議論になったところですよ、今のところで行われるのは、経営改善の前提で不採算林を出来るだけ解消していくのだというような話に4-6は捉えてしまう。それで、5-1, 5-2は読んでいくと、意味合いが違うよね、というところがあるので、少し工夫してみましようか、そうした方がいいような気がします。矛盾が生じないような表現がいいと思います。

【中村副委員長】

ここは難しいですよ。大きな4は経営改善ですから、やはり公社としてはそれなりに厳しいこともやっていかなければならない。そういう一方で、裏腹なのかもしれないですけど、林業という大きな行政課題としては、一概に切り捨ててもいけないというようなところは難しいところですね。

【植木委員長】

そうですね。厳しく経営改善だといえばこういうことはあって当然なのかもしれませんが、不採算林を残してどうするのだという話はね。

ただこれが、県民に対する公益性を守っていくのだという意味があると、そう簡単にはいかないというところなんですよ。

【小川委員】

分類してあまり酷いところに、お金を掛けていくようなことは決して公益性にならないと思いますが、くどいようですけど一方で、木材価格が下がっているのは確かなので、そういうのを維持していくというのは公益性が強い訳で、この辺だと思っておりますよ。

【植木委員長】

公益性がどうしようもないよというところは、切り捨ててもいいと思うのですが。

どうやっても公益性の向上は図れないというところは、切り捨てざるを得ないのかという。その判断なので、難しいのが。

事務局、後で議論しましょうか。また後で出てくると思いますので。

他にどうでしょうか。何かご意見ないでしょうか。

それでは、資料2-2の方どうですか。大丈夫ですか。

5ページの不採算林の整理による経営規模の縮小とありますね、ここが3億円、3億円いずれもプラスに働くことになっていますが、同じ3億円であれば載せる必要あるのですか。経営改善か。

【木次担当係長】

たとえ同じであっても、縦で見る一つの要因になっていきますので。

【植木委員長】

そうですね。分かりました。

そうしますと、取り敢えず何かあったら、後程いってもらって結構ですので、次に進めたいと思います。

(2) 長野県林業公社の今後の方向性に沿った課題について

【植木委員長】

資料3ですね。長野県林業公社の今後の方向性と課題についてというところで、事務局説明お願いいたします。

「長野県林業公社の今後の方向性と課題について 資料3」
(事務局：森林づくり推進課 稲村課長補佐説明)

【植木委員長】

今後の方向付けとしては、林業公社を存続することが望ましいのだということで、その後にその理由を書いたということになります。結論をいって、理由を書いたという。

今回我々としては、特に重点的の検討したのは前回もいいましたが、連結で物事を考えましょうということが大きな点であったということ。それから森林の機能を従前に発揮していくのだということ、長期間に渡って発揮していくにはどうしたらいいのかという、そういった視点が大事なのですよということ。その辺を重点的にこの文章に盛り込んだということになるんでしょうかね。そういうことだと思います。

それがまた他県とは違う部分でもあったりして、我々としてはそれなりのこの説得性を持つ内容であるのではないかというように思っているところです。

それでは、公社の今後の方向付け文章と理由の中について、何かご意見ご質問等ございませんか。あるいは修正等がありましたら、よろしく願いいたします。

【小川委員】

先程、委員長がいていたところに関連するのですが、1ページ目の2-1のところでは不採算林の整理のところ、コストは削減できるとはそうなのでしょうけれど、これは金利等も含めて、管理費とかが削減されるのも確かだとして、先程、事務局からもご説明あったように、縦の方で見て同額でも意義はあるというのは理解できるとしても、この書き方だと、これらの可能性も考慮すると存続することが県民負担の軽減に繋がる。という流れで、不採算林の整理による経営規模の縮小を試算に含めるとなってしまうのは、少し存続の方が軽減に繋がる流れに乗ってしまっている感じがあるかもしれないので、そこは注意するのがいいのかなと思います。

【植木委員長】

さっきと意味合いが違いますよね。

【小川委員】

そうなんです。同じ事を言っているんだけど。

後は、感想みたいになってくる訳なのですが、若干2-1と少し読んだときの雰囲気違って感じってしまうところがあって、資料2-1と資料3のところですけど、資料3の2-1で、やはり存続、廃止を判断できる決定的な要因ではないと書いてあるのですが、その下で、ただしで結ばれて、ただしの下は県民負担の軽減に繋がると書いてある訳ですね。上の明確な方の7億は決定的な要因ではない。とっているのだけれど、不確定要因で33億の差であるのを入れると県民負担の軽減に繋がるといところが、せつかくの資料2からすると少しどうだかなという印象が受けられるのと、参考で載っている表は我々は分かるのですけれど、備考欄も小さいし、資料2-1で書いてあるような丁寧な説明が出来ないので、なかなか、かえって混乱が起きるかなと。ついでにもう一つ言えば、逆に資料2の4-6で不採算林のことが書いてありますが、資料3の3ページの3-2の③に不採算林の整理が書いてあるのだけれど、むしろ委員長がおっしゃったようなニュアンスは、資料2-1にはあまり書いてないのにも係わらず、資料3の方の3-2の③ところの方が、少し丁寧というか、著しく成長は悪いところとか、丁寧に書かれている感じがあるので、どちらかという資料2を中心に考えて資料3は新しいことを書くようなことはない方がいいのかなという感想を持ちました。

【植木委員長】

只今のご意見、資料2-1のところ、7億円は決定的でないのだけれど、不確定要因では33億の差異となる。

これは定性的な部分を含めて検討してということなんですよ、ある意味では。見えないなかなか判断できないところ。そうすると、33億円というのは、私は例えば、我々の試算によると33億円の差が出るだとかというふうに書いたら駄目なんですか。

そうすると7億円はたいしたことない、33億円はそれなりに意味あるのかということなのだけれど、私は意味あると思っているのですけれどね。

【小川委員】

資料2-1の1-3のところはなかなかいいのですよね。国の支援措置は重要な因子であるが、見通しが不明確である以下の因子については連結収支及び損益には含めず、別表記として取り扱うこととした。となっていて、つまり連結収支には含めないと断言していて、方向付けの理由は損益収支の視点となっていて、だったら思い切って、2-1の書き方も変えて33を含める形にした方が。

【植木委員長】

確かにつつま合いますね。すっきりしますね。

不確定要因のところ、大事なところなんですよね。正確にはいえないけれど、かなり高い確率でありますよってことなんですよね。ある程度主張してもいいと思うのですが。

【行政改革課関課長】

今、ご議論に頂いている中で、不確定要因の中で例えば、公庫借入金の変動を1%の場合は、この金額になるという考え方で、1%でない2%3%の場合も当然ございます。

それから特別交付税措置も今後20年間、今と同様の措置がなされた場合、20年以降も特別交付税措置を要望すればもっと増えるし、ただ予め打ち切られると当然、落ちてしまう可能性もあります。

一つの仮定としては、ここではこうなると整理をしているのですが、33億という金額を大きく打ち出すことに、どうなのだろうとちょっと思っています。いかがでしょうか。

【小川委員】

仮定というニュアンスがよく掴めるには、資料2-1の1-3の書きっぷりは、なかなかよく分かるなというところなんですけど、それに全て立脚している資料3の書き方が、ちょっと、あれという感じがします。だから、資料3のようにいくのであれば資料2-1も逆にしないとだし、資料2を活かすのであれば、資料3は、県民負担の軽減に繋がる33億のところを使っていってしまっているの

【今井委員】

不確定要因を入れたのは、関課長の指摘したことがあるからですよね。元々は全部に入っていて、それではあまりにも、特別交付税も長期になりすぎるので。書きっぷりは2-1の方が小川委員いうように丁寧で、3の方があっさりしている。

【小川委員】

そうすると、なぜ不確実で分けたかが…

【中村副委員長】

ですから、最初の試算の中では特別交付税を期間いっぱい見込んで、ということはそれはあまりにもということで、20年に絞ったという面もありますよね。

不確定の中でも、ある程度見込んでも支障がない部分なのかもしれませんね。

【小川委員】

それだったら、2-1の思い切ってそういうふうを書くといいかもしれませんね。

いつまでか分からない不確定が、ここはこれぐらいなので20としたと、そういうふうに入れちゃう。

【行政改革課関課長】

33億ありきに、資料3ですてしまうと誤解を与えかねないと思います。資料2-1の方が一番正確な書き方をしていますので、そこを引いた表現に、資料3の方も工夫する余地はあるかなという気はしているのですが。

【植木委員長】

そうしましょう、その方がいいと思いますね。

【前島課長】

資料 3 の方が、本当に①なんていうのは試算の一例としてあげたようなもので、逆に改善事項⑤、⑥は、いってみれば努力目標としてイメージをしている部分ですので、ちょっとレベルが違うものが入ってしまっていますので、そういう意味では資料 3 の本文にこの表が出てくると誤解を与えかねない。

【行政改革課副課長】

報告書としては一連ですので、2-1 を受けた表現で、工夫してみるという余地はあるのかと。

【植木委員長】

受けた形で上手く表現してみるといったことにしましょう。その方がいいと思いますね。

不採算林の整理のところの話が出ましたということで、小川さん何でしたか。

【小川委員】

3 ページの 3-2 の③で、委員長がおっしゃっていたところが丁寧ですねと、パンと切り離すのではなく、不採算林という分類が少し…

委員長おっしゃっていたことを加味すれば、この辺のニュアンスを少し資料 2-1 に入れて、同じ不採算林といっても、変な言い方、分収林が全部不採算林になっているわけですから今現在、そうではないという丁寧なところを。

【植木委員長】

そうですね。

先程、私言いましたけど、不採算林の整理といわないで、不採算林の合理的取扱いといったら駄目ですか、そうすると全部整理する訳でなくて、不採算林でも上手くやれば機能性を向上できるし、どうしても駄目なところは整理になるかもしれないけれども、そこは幅を持たせるという意味で、不採算林の合理的取扱いというふうにした方が、より表現としてはいいのではないかと私は思うのですけれども。そういたしましょう。

他にどうでしょうか。

【中村副委員長】

今の委員長の話とも関連するところではあるのですが、不採算林を一律に取り扱わないケースもあるであろうというようにお話だと思うのですが、そういった意味からは 3 ページの 3-2 で分収林管理対策①で、施業地カルテの作成ということになっておりまして、施業地カルテの作成をしていくということには異論は無い訳ですが、施業地カルテの作成をした後何をやっていくのかというところが、ここの 2 行では明確になっていない部分のあるのかなと。

施業地カルテを作成して、試算の評価をしてそれぞれの不採算林にも幾つか段階というか、甲乙が

あると思いますから、その甲乙をつけた中で、甲乙丙、ABCD かもしれませんがランクをつけた中で、それぞれの分類に従って経営方針を決めていくというようなことなのではないかと思います。

【植木委員長】

そうですね。ちょっとこの辺も、補強しましょうか、そういう意味ではね。
施業地カルテの作成の表現、もうちょっと補強していきたいなと思います。

ちょっと気になったのですが、2 ページ目の上の方の①②③④とありますが、経営改革の一例をあげると次のとおりである。これがその後の公社存続の課題の①②③④に対応してくるのですか、⑤も。

2 ページの上の方は書く必要はあるのですか、何かここに載せる意味が私はあんまりよく理解できなくて、要するに企業的感觉というものをもっともっと出しましょうよということですよ。ここはそれくらいに留めておいていいのではないですか。

そのために、公社存続の課題の方で丁寧に、プロパー職員の給与体系だとか事業費だとか管理費の見直しだとか、こういったことをやらなければいけないのですよということを書いているので、要するにダブリで書かなくてもいいのではないのかということです。

他にどうでしょうか。何かご意見ご質問等あって事務局の方で検討してもらえばと思いますが。

【中村副委員長】

これは質問めいたことですが、3 ページ3-3の②で林業公社の存続がありまして、私も林業公社の職員の方から今日お話を受けた中では、今回の見直しが3 回目だというお話があって、少し腰を落ち着けてというか、定期的に方向がぶれたりするのはどうかというお話はそのとおりだと思うのですが、ここでいっている大きな情勢の変化というのは、例えばどの様なことを想定されているのでしょうかという質問なのですが。

【植木委員長】

大きな情勢の変化がない限り、腰をすえてやってください、では大きな情勢の変化は何でしょうか。

【中村副委員長】

例えば、国の方向とかは。

【前島課長】

国の方向は大きいと思いますね。例えば交付税措置がガラガラと変わってきて。

【今井委員】

分収林制度が大幅に見直されて。

【前島課長】

分収林制度については国策ですから、国策レベルであるかもしれないですね。

【中村副委員長】

予想できないことですからね。

【今井委員】

②はかなり大きな項目で、中村委員おっしゃるとおり、その点はありますね。やはりこの表現でしかその辺はちょっと、微妙というか、担保を入れておかないと。

【植木委員長】

ここのタイトルが林業公社存続というのが、ちょっとおかしくないですか。何と云ったらいいか、存続ではなくて、腰をすえてやりましょうよという話ですよ。林業公社はコロコロ変わらないで欲しいというような話なので、ちょっとそこを上手い表現に変えた方がいいと思いますね。

【今井委員】

あまり踏み込んでも、それは知事が決めることだから、委員会ではね。

【植木委員長】

後でいいかと思ったのですが、2 ページ目、文章が読みにくかったの。

2 ページ目の3-1の①ですが、4行ほど書いてありますが、流れとしては2つ書いてありまして、給与水準の問題とプロパー職員に段階的に切り替えていくという話があって、1つ目の方は、これこれこれであるから民間ベースに見直していくというような話をしていると、そうするならば次の方も、例えば先に事業執行体制を維持しながら、公社に係わる県の人件費負担を軽減するために、プロパー職員の新規雇用を進め県の派遣職員をプロパー職員に段階的に切り替えることが必要である。とひっくり返してもらった方が読みやすいですけれども、これ、私は読みにくくて仕方が無かったので、すみません。

他にどうでしょうか。何かありませんか。

そうしますと全体を通してで、結構です、もう一度見直して頂いて、何かありましたら発言してもらって結構なんですけど、どうですか。

【木次担当係長】

1点説明が漏れておりました。

資料2-2の5ページの④代物弁済に係る消費税は前回1億円とご説明したのですが、今回2億円にしています。これは委員長の方から試算額を実際長野県の中でしてみたらどうなるのかということで、試算を林業公社にして頂きました。

今の資源を台帳にあるもので試算しますと、38億円となりましたので、それに対する消費税が2

億円という形で示してございます。すみません、漏れておりました。

【植木委員長】

そうですね、他県の使うよりも、自分たちの大雑把かもしれないけれど。ありがとうございます。他に何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは事務局、もう一度今日の議論を参考にしてもらって、整理して頂ければと思います。

(3) 報告書の構成について

【植木委員長】

それでは(3)報告書の構成についてということで、資料の4でございます。事務局の方からご説明お願いいたします。

「報告書の構成について 資料4」
(事務局：森林づくり推進課 稲村課長補佐)

【植木委員長】

報告書の構成について、今説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

こんなところですかね。

当初は知事の方からは、メリット・デメリットをはっきりさせようという話でしたよね。

【稲村課長補佐】

本県の林業公社の存廃のメリット・デメリットをはっきりして、存続廃止の判断が出来る材料を提供してくださいという話でした。

【植木委員長】

その目的は達成していると、IVでいいと。さらにVまで踏み込んだということは、これはうちのこの判断として、そうしましょうと、将来的に責任を持って、意見を提言しましょうと。いいですよ。

【今井委員】

1点ですね、資料編の3番目のところになると思いますが、県営林の概要で、私ずっと今までも委員会の中で発言してきたのは、県全体としての森林管理体制が、県として管理している県営林がどうで、分収林がどうで、その他がどうでという全体の体系が分かるような中で、今回の林業公社の位置づけというのが出てきているので、そういうものが欲しいと思うのですよね。どうもそこがいつも、色んな林務部の資料見てもよく分からない、はっきり申し上げて、どうなっているのか。

私が初回言ったとおり、3%なのではないですかと、他のところはどうなっているのですかと

た時に、それはこうなっていますよと、だいが書き込みで森林計画が出てきて分かりやすくなっているのだけれども、それが出てこないと林業公社の部分の位置づけが、明確になってこない。従って、さっき先生がご指摘のように不採算林を整理してその後、どうなるのですかといわれたときに、全く放っておくのではなくて、こういう体制で必要なところは、こういう手立てで入るのですよみたいな、そういう体系で出てこないというか、出てきて欲しいなど。

【前島課長】

資料編の冒頭として、民有林の関与の体系みたいな話を、全体の数論を示した上で特に分収林でこうだというような話になりますかね。というのは民有林ですので、結局所有者が管理していますので、なかなか一概にいけないのですよね。所有者それこそ個人個人によって、管理体制、千差万別ということになりますので。

その点、県有林ですとか分収林は誠に、はっきりしていますので、それ以外は一律にこうだとはいえないので、そういう中で何とか民間の所有だけでも誘導するために、経営計画を立てましょうとか、そういう計画制度で優遇しているというようなところなんですけれども、ちょっとその辺は総論的なことしかいえないのですけれども。

【今井委員】

県の色々な計画見ても、全て県の管理の部分だけで森林計画がどうだとなってくるのだけれども、元々は公益的機能と言ってきているのだから、全体の位置づけがどうなんですかが大事です。その中で県はこの部分をやっている、分収林はこの部分でやって、民間の部分はこういうところだと。そういう方向で、政策誘導もする。そういう位置づけが、県民からすると見えないと、どういう体制になっているのかというのがよく分からない。

【植木委員長】

どこかに入れましょうか。

今の課長さんの話では、資料編の中のこの部分に入ってくればいいけれども。

【今井委員】

入ってくればいいのだけれども、2回の委員会の2-1だとすると、ちょっとそれはまだ不足だったのかなという気がしています。ご検討頂きたい。

【植木委員長】

林業公社そのものの位置付けというのを、きちっとしておいた方がいいような気がするのですが、例えばⅡ番のところに林業公社設立経過・組織等ありますね、事業の概要があって、経営の状況があるということならば、その前に林業公社は何者なのだということをいって上で位置付けですよ。それで、ここに書いてある123に繋げていくというようなことにした方がよろしいのではないですか。

今、委員さんから言われたように、長野県における全体の位置付けとしては、もっと広い意味でそ

それはそれで見ておく必要があるということで、それはまた別個で資料編か何かで、大きく、分かるようにしておくという方がいいのかもしれませんがね。

場合によっては、今、今井委員さんが言われたようなところは、位置付けの中でいってしまっているのかもしれませんが、Ⅱのところ。

【前島課長】

そうですね。民有林の中で、森林の中でどういう位置付けなのかということ、まずここで明記をした上で、各論に入っていくと。

【植木委員長】

むしろそれの方がいいかもしれませんね。資料編の方にぶち込まないで、むしろ本文の方に、今の今井委員さんがいわれた民有林の中の位置付けというのも含めて、Ⅱに入れたらよろしいのではないのでしょうか。

【今井委員】

おそらく項目としては、こういうことでもいいと思うのですが、実際この項目にこの資料が入ってきたときに、ちょっと待って、この資料ではなくてこれが足りなかったのではないのかとか、出てきそうな気がしますが、それはまた次回までで、結構でございます。

【植木委員長】

他にどうですか。よろしいですか。

それでは報告書の構成については、今の部分も加味して頂いてこの大枠を作って頂くようお願いいたします。

(4) その他

【植木委員長】

それでは今日の議論は一応これで全てなんですけど、その他ということで委員さん方から何かございませんか。

では事務局の方からよろしく願いいたします。その他。

【稲村課長補佐】

ありがとうございました。

その他としましては、次回の委員会の予定でございますけれども、皆さんに予定を伺った中では10月29日ということで、予定しております。会議室がトイゴです。この中で会議室が取れなかったのも、トイゴでやりたいと考えておりますのでお願いをいたしたいと思っております。

29日まで1ヶ月近くありますが、その間に報告書を組み上げたいなと思っております、その組

み上げた段階にある程度、事前に委員の皆様へ原案を見て頂いて、直せるところは直して 29 日に臨みたいと思っています。というのも 29 日が最終回という形になりますと、もしかしたらそのときに報告書を、知事に渡して頂くというような場面も、もしかしたら想定されると。まだ予定がはっきりしなくて大変申し訳ないのですが、そういうことを加味しますと、ある程度になったもので、案を議論頂きたいなと思います。

事前に皆様のお手元に届くように、私共努力したいなと思っておりますので、それである程度見て頂いて、修正頂くところは頂くという形にして頂ければありがたいなという、お願いでございます。

【植木委員長】

その素案が出来るのが何時かはいえないかもしれませんが、最低一週間くらいは欲しいですね。ですから、10 月の中旬くらい。

【稲村課長補佐】

10 月の中旬を目途に。

【植木委員長】

そうそう。その前も結構、ギシギシなものですから、なかなかいっぺんに動くことが出来ないのだからということがありますので、一週間前には遅くとも、出来れば早い方が望ましいですから。

【稲村課長補佐】

では、10 月の中旬ということで、早くできれば出来次第、皆さんにお見せするようにしたい。

【植木委員長】

拙速にならないように、事務局きちんと考えて、修正が少ない方が望ましいわけですから、あまり急いでドタバタやって、何だよ、この文章はとまらないようにお願いします。

他にございませんか。

第 4 回林業公社経営専門委員会、これにて終了いたします。

どうもご苦労様でした。

ありがとうございました。

4 閉 会

【事務局：森林づくり推進課 高橋企画幹】

以上をもちまして、第 4 回林業公社経営専門委員会終了いたします。

今、いいましたように 5 回につきましては、事務局早い段階で報告書案お送りいたしますのでご審議よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。